

「文の京」安全・安心まちづくり協議会の会議運営等について

(申し合わせ)

1 取材について

区の広報課が行う広報取材は、原則として認める。報道機関からの取材は、広報課を窓口として取材意図を確認の上、協議会の許可の下認める。

2 傍聴について

会議は、公開を原則とする。

(周知)

(1) 「文の京」安全・安心まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の開催日程は、原則として、区ホームページを用いて区内に周知する。

(傍聴の申込み)

(2) 傍聴者は、当日会場で先着順に受け付ける。

(協議会の傍聴)

(3) 傍聴者は、傍聴席に着席すること。

(傍聴を認めない者)

(4) 武器・凶器又は危険物を携帯した者、酒気を帯びている者、その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者については、傍聴を認めない。

(秩序の維持)

(5) 傍聴者は、会長の許可なく、録音・撮影・発言をし、及び議事を妨害してはならない。

(秩序を乱す者への対応)

(6) 傍聴者が上記に反したときは、会長は退場を命じることができる。

(傍聴禁止等)

(7) 会長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴者は、速やかに退場しなければならない。

(傍聴者に対する資料の取扱い)

(8) 協議会会議資料は、原則として、傍聴者に配付する。ただし、会長が特段の理由があると判断したときは、その限りでない。

3 会議録等の公開について

(会議録の作成)

(1) 会議録の内容は、協議会委員の承認を得るものとする。

(会議録の公開)

(2) 当日配付した資料は、開催翌日以降速やかに、また、会議録は、協議会委員の承認を得た後に、行政情報センターにおいて公開する。

(3) 協議会の概要、会議録、資料等は、原則として、区ホームページに掲載する。

4 その他会の運営について

その他必要な事項は、協議会において定める。